



Title	フランス一九五九年私学助成法の制定
Author(s)	中村, 睦男
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 257-294
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16347
Type	bulletin (article)
File Information	31(3-4)2_p257-294.pdf



[Instructions for use](#)

フランス一九五九年私学助成法の制定

中 村 睦 男

はじめに

私立学校への国庫補助をめぐる「学校問題」(question scolaire)は、国家の非宗敎性 (laïcité) ないし政敎分離の原則⁽¹⁾の一つの局面として、第二次世界大戦後において政治的に重要な争点であった。公立学校敎育の非宗敎化は、まず初等敎育について一八八二年三月二八日法によって敎育課程から宗敎敎育が排除された。ついで、一八八六年一〇月三〇日法は、初等敎育の職員の非宗敎化を定めている。さらに、一九〇五年一二月九日の政敎分離法は、「共和国は、いかなる宗敎も、これを承認せず、給与を与えず、また、補助金を与えない」(二条)と規定して、国家の非宗敎性の原則を明らかにした。私立小学校への補助については、「国、県および市町村によって設立され、かつ維持される」公立小学校と、「個人または社団によって設立され、かつ維持される」私立小学校の二つのカテゴリーの小学校のみを規定した。一八八六年一〇月三〇日法二条の規定を厳格に解釈して、コンセイユ・ダタの判例は私立小学校への補助金の賦与を違

説法としていた。⁽²⁾これに対して、中等、高等または技術学校への補助は適法と解されていた。⁽³⁾

ヴィシー政府下の一九四一年一月二日法は私立小学校への補助を認めたが、本土解放後の一九四五年四月一七日のオルドナンスが一九四一年法を廃止した。第四共和制になってから、一九四六年憲法は、「フランスは、不可分の、非

宗教的、民主的、かつ社会的な共和国である」(一条)、「すべての段階において、無償、かつ非宗教的な公教育の組織化は、国家の義務である」(前文)と規定して、国家および公教育の非宗教性を憲法上の原則として明らかにしている。しかし他方、一九五一年九月二日のマリー法 (Loi Marie) は、中等教育における国家給費生を私立学校の生徒にも拡大し、さらに、一九五一年九月二八日のバランジェ法 (Loi Barange) は、小学校に通学する児童数に応じて私立学校の場合には父母団体に補助金を支払い、その補助金が教員の給与の改善にあてられるものである。

一九五八年の第五共和制憲法は、「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的、かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスはすべての信条を尊重する」(二条)と規定している。一九五九年一月三十一日のいわゆるドブレ法 (Loi Debré) は、私立学校への国庫補助の基本原則と形態を定め、「学校問題」に一応の決着を与えた重要な法律である。本稿は、この法律の立法過程を解明しようとするものである。本法は、フランスの立法過程の事例としては、国民を二分するイデオロギーの対立がある問題について、ドブレ首相のリーダー・シップの下で、第五共和制憲法の「合理化された議会制」の一具体化である一括投票⁽⁴⁾ (vote bloqué) を利用して、法案提出後、わずか二週間で成立したところに特色がある。⁽⁵⁾

(1) フランス法におけるライシテないし政教分離の原則に関する一般的文献として、J. B. Trotabas, *La notion de laïcité dans le droit de l'Eglise catholique et de l'Etat républicain*, L. G. D. J., 1961; Centre de Sciences politiques de l'Institut d'Etudes juridiques de Nice, *La laïcité*, P. U. F., 1960; J. Rivero, *La notion juridique de laïcité*, Dalloz 1949, *Chronique*,

p. 137; 宮沢俊義「ライシテ (laïcité) の成立」同・憲法論集(一九七八)三三六頁、伊藤道学「フランス政教分離の研究」比較法制研究二号(一九七七)一頁、林寿二「フランスの政教分離法について」国学院法学一七卷三号(一九七九)四五頁、浜田豊「フランスにおける政教分離原則の成立」明治大学大学院紀要一七集(一九七九)一四九頁。

(2) C. E. 20 fév. 1891, S. 1893. 3. 24; 25 fév. 1928, S. 1928. 3. 103 etc.

(3) C. E. 9 déc. 1938, S. 1939. 3. 38.

(4) 一括投票とは、政府の要求により、政府が提出し、または受諾した修正案のみを加えた法律案を議会が一回の表決によって議決することを用いる(憲法四四三条三項)。

(5) フランスの立法手続については、中村睦男「フランス」比較立法過程研究会編・議会における立法過程の比較法的研究(一九八〇)一四九頁。

一九五九年法の立法の経過については、Aline Coutrot, *La loi scolaire de décembre 1959*, R.F.S.P.1963, p.352; *L'Année politique 1959*, p. 149, 吉田正晴「フランスにおける国家と教育」レフマレンス一四号(一九六〇)一三三頁。

一九五九年法の一般的研究としては、Bernard Caby, *Les nouveaux rapports de l'État et de l'enseignement privé*, thèse, Poitiers, 1962; Nicole Fontaine-Garnier, *L'application de la loi du 31 décembre 1959 sur les rapports entre l'État et les établissements d'enseignement privé*, thèse, Paris, 1969; Jean-Arnard Mazères, *Les rapports entre l'État et l'enseignement privé*, *Annales de la Faculté de Droit de Toulouse*, t.x, 1962; Jacques Robert, *La loi Debré (31 déc. 1959) sur les rapports entre l'État et les établissements d'enseignement privé*, R. D. P. 1962, p. 213, 吉田正晴「フランス私立学校に対する国家補助——一九五九年十二月三十一日の法律をめぐって——」レフマレンス一四号(一九六〇)七三頁。

一 問題の発端と圧力団体からの要求

第五共和制になってから、私学助成の問題が公に問題とされた最初は、国民議会に提出された政府の綱領に私学助成の問題が触れられていないことについての議員からの質問に対するドブレ (Debré) 首相の一九五九年一月一六日の答

論
説弁においてである。すなわち、「何人も、国が今まで余りにも苦しんできた論争を新たに展開することなくこの問題を解決する必要性を疑っておりません。政府としましては、すべての誠実な人達の同意を得るように問題を解決できる諸条件を創り出そうと決意しております」というのである。しかしここでは、まだ、私立学校への国庫補助の様式や内容が具体的に構想されているわけではなかった。一九五九年の前半期は、私立学校を擁護する団体と公立学校を擁護する団体との間で、政府に対する要求と一般公衆への示威運動が活発に展開されていくのである。

非宗教的公教育を主張し、私学助成に反対する圧力団体は、一九四九年に創設された「非宗教的活動全国委員会」(Comité national d'action laïque)——以下、CNALと略す——と、「国民教育連合」(Fédération de l'Éducation nationale)、「全国教員組合」(Syndicat national des instituteurs)、「フランス教育連盟」(Ligue française de l'enseignement)、「公立学校父母会議連合」(Fédération des conseils de parents délégués de l'école publique)、「小学校監督員会」(Association des délégués cantonaux)がその構成団体である。これに対して、私立学校擁護の立場から私学助成を推進する側の圧力団体としては、一九四八年に創設された「教育の自由および文化擁護のための検討事務局」(Secrétariat d'études pour la liberté de l'enseignement et la défense de la culture)、「私立学校父母の会」(Associations de parents délégués de l'école libre)——以下、APELと略す——が中心である。⁽²⁾さらに、私学助成法制定の推進に対して重要な役割を果たしたのは、「教育の自由のための議員の会」(Association parlementaire pour la liberté de l'enseignement)である。⁽³⁾この議員の会は、一九五八年一月一日には三二三名の加入申込があり、一九五九年五月二九日現在では、国民議會議員三八〇名、元老院議員一六〇名が加入していた。議員の会の暫定運営委員会は、一月初頭に開催され、私立学校の財政問題に必要な解決を与えるために適切なすべてのイニシアティブを直ちにとることを決定した。会の代表が首相官房に働きかけ、二月一日付のラ・クロワ (La Croix) は、ドブレ首相の「問題を熟慮

し、最も重要な権威者と相談した後で、立法手続をとることがふさわしいと私は考えている。立法手続は、できる限り良い条件で夏の前までには完成されるであろう」という返事を公表している。ドブレ首相の一月一六日の議会での答弁と比べてみると、問題が一挙に進展したことが明らかである。

このドブレ首相の返書に対して、一月三一日にCNALはドゴール大統領へ注意を喚起する書状を送り、二月七日には、教育連盟会長のベイエ(Bayer)は、ドブレ首相宛の書状の中で、私立学校へのすべての助成措置は、本土解放の精神に対するヴィシー精神の勝利であると同時に、国家の非宗教性と国民の統合への侵害であるとして、私学助成に反対の立場と教育の国有化の構想を明らかにした。⁽⁵⁾

三月六日には、セーヌ県のAPELの会合が開かれ、APELの要求綱領の大綱として、①教員給与の財政的援助およびこれに対応して教育の自由に干渉しないことを条件にした国の監督を受認する用意があること、②初等教育での教育費を援助するバランジェ法の中等教育への拡張、③校舎の改良と増築のための長期で、低金利の借入金を示した。APELの最低限綱領の説明書が準備中の法案の素案になったと考えられており、反対派の攻撃もそれに向けられ、三月一〇日来、CNALは、APELの提案が一八八六年法ならびに一九〇四年法に違反し、「過去の諸力の露骨な復帰によって学校分離の時代遅れの原則を認めた」ものとして批判を加えている。⁽⁷⁾

六月二一日および二八日の日曜日には、CNALによって組織された非宗教的學校擁護のデモ行進が行われた。六月二一日には、ヴァンセンヌ(Vincennes)では約五万人が、ナント(Nantes)では西部の一一県の代表五万人以上各地で集まり、二八日には、リヨン(Lyon)で数千人、ボルドオ(Bordeaux)で五千人以上各地でデモ行進が行われた。⁽⁸⁾

大衆運動と平行して、CNALは教育の国有化(nationalisation)案を作成した。⁽⁹⁾この国有化案は、「学校教育は六歳から一八歳まで義務である」、「国民公教育は非宗教的である」、「国民公教育は無償である」、「公教育教員の給与は

国家の負担とする」、「建物」、「公教育学校以外に、いかなる学校も補助金を受けとることはできない」、「公教育は教育上の資料収集と調査研究の役務を保有する」という七つの原則から構成されており、「学校教育は六歳から一八歳まで義務的である。義務教育は国民教育大臣によって管理された公役務によってもっぱら与えられる……」という第一原則に国有化案の基本的特徴がみられるのである。このCNALの国有化案が、後に国民議会に提出される共産党案および社会党案に影響を与えるのである。⁽¹¹⁾ここに、APELの私学助成案とCNALの国有化案が対峙されることにより、対立点が明らかになった。時事問題の前面におし出され、問題は政治問題化し、政府がどのような態度をとっても、国民の間から激しい反作用をもたらすものになったのである。⁽¹²⁾

(1) Le Monde, 17 janvier 1959.

(2) A. Coutrot, op. cit., p. 356.

(3) ~~21~~ A. Coutrot, op. cit., p. 357—358 参照。

(4) Joseph Franceschi, *Les groupes de pression dans la défense de l'enseignement public*, Librairies techniques, 1964, p. 282.

(5) A. Coutrot, op. cit., p. 359.

(6) Le Monde, 8 et 9 mars 1959.

(7) A. Coutrot, op. cit., p. 360.

(8) Le Monde, 23 juin 1959.

(9) Le Monde, 30 juin 1959.

(10) Le Monde, 19 juin 1959.

(11) A. Coutrot, op. cit., p. 362.

(12) *Ibid.*, p. 363.

二 ラビー委員会 (Commission Lapie) の設置および報告書の提出

(1) ラビー委員会の設置

私学助成の推進派と反対派との対立が鮮明になり、問題が政治化した状況を前にして、政府は私立学校問題の検討委員会の設置を決めた。一九五九年六月二三日の国民教育大臣令⁽¹⁾ (arrêté du ministre de l'éducation nationale) が、委員会の設置と構成を定めている。すなわち、「国民教育大臣のもとに、国家と私教育との関係の検討を担当する一の委員会を設置される」(一条)。パリ控訴院弁護士で、元社会党国民議會議員、元国民教育大臣のピエールオリヴィエ・ラビー (Pierre-Olivier Lapie) が委員長に任命され(二条)、委員としては、パリ控訴院弁護士会長ポール・アリギ (Paul Arrighi)、大学教授資格者アンリ・ベサス (Henri Baissas)、ソルボンヌ大学名誉教授エドモン・ボーエル (Edmond Bauer)、アカデミー・フランセーズ会員アンドレ・シャンソン (André Chamson)、大学教授資格者ロジェ・デュメイン (Roger Dumaine)、家族団体全国連合会長ルシアン・ギイブルジュ (Lucien Guibourge)、コンセイユ・デタ名譽評定官ヴィクトル・ル・ゴルジュウ (Victor Le Gorgeu)、退職大佐・オアシス県選出元老院議員アリ・メル (Ali Mered)、会計院主任評定官シャルル・メルヴェイユ・デュ・ヴィニョオ (Charles Merveilleux du Vignaux)、アルフレッド・ミッシュラン (Alfred Michelin)、アカデミー・フランセーズ会員・フランス大使ウラジミール・ドルメッソン (Wladimir d'Ormesson) の一一名が任命された⁽²⁾ (三条)。

本委員会設置にあたって出された国民教育大臣のコミュニケは、政府の意図は、「一月一六日に国民議会で首相によって明らかにされたように、国が余りにも苦しんできた論争を新たに展開させることのない解決、すべての誠実な人達

説が最終的なものとして考えうる解決を探索するところにある」のであり、「状況を分析した後、政府は、広範な諮問の方式によってえられた異なった観点の対比が不可欠であるという結論に達した」ことから、「問題のすべての現実的要素を解明し、調整する」ためにこの委員会を設置したとし、さらに、委員会の任務については、「公的に態度を表明した後、自己の見解を説明し、示唆を与えに来る団体や個人を聴問し」、「問題の現状を解明する性質をもつものと考えられる証拠および情報を集め」、政府に報告を提出することであるとしている⁽³⁾。

国家と私立学校に関する問題の検討委員会は、本土解放直後のアンドレ・フィリップ (Andre Philip) 委員会、一九五一年のポール・ボンクール (Paul-Boncour) 委員会の後をうけてラピー委員会は三番目であるが、ポール・ボンクール委員会と異なり、ラピー委員会は、各団体から委任をうけた代弁者によってではなく、自己の教養、交際範囲および個人的見解の多様性によって対話が可能な人物によって構成されているところに特色がある⁽⁴⁾。

私学助成という政治的にも微妙な問題に関して、このような委員会を設置したことの利点として次のようなことを指摘することができる⁽⁵⁾。すなわち、まず第一に、委員会が国民教育大臣令で設置され、国民教育大臣のもとに置かれ、最終報告が国民教育大臣に提出されることになっているが、ラピーおよび国民教育大臣のブローッシュ (Boulloche) にも社会党員であるところから、政府は国民教育省の高級官僚と断絶せず、いつかは教員組合を引き入れ、そして恐らくは国民議会の社会党議員団とも一致させようことを期待したことである。第二には、委員会を各種団体が自由に意見を表明しうる討論の場としたため、各団体の立場をかたくなにしたりあるいは協力を拒否することを余儀なくさせるような妥協をはかる必要がなかったことである。第三に、委員会はかつて実現したことのない全体的検討に取り組み、政治家が注意して考える余裕を殆んどもないような複雑な問題を検討することになっていることである。

委員会のメンバーの決定は微妙であり、選任に必要な諮問が念入りに行われたため、メンバーの選任に関して殆んど

批判が加えられず、いかなる団体からも非難されなかったことは注目すべきことである。⁽⁶⁾

ただ例外的には、委員長のラピーが社会党より厳しい弾劾をうけたことである。まず、社会党書記長のギイ・モレ(Guy Mollet)は、党の指導委員会の意向をうけてラピーに六月三〇日に書状を送り、委員長職を辞任するよう示唆した。⁽⁷⁾七月九日より一二日まで開催された第五一回社会党全国大会では、公教育の非宗教性を擁護する動議を満場一致で可決するとともに、党の指導委員会がラピーの委員長職の辞任を要請した書状を承認する動議を反対二名、棄権五名を除く賛成多数で可決した。⁽⁸⁾ ついで、ラピーは七月二二日に社会党の指導委員会に出頭し、検討委員会の作業の有用性と委員会が求める証人と資料の公平さを説明し、⁽⁹⁾さらに、ラピーが委員長職の辞任を拒否したため、党の執行事務局は七月三〇日に集合し、ラピーの除名を適当と認め紛争委員会(Commission des conflits)に付託した。⁽¹⁰⁾

(2) 国民議会におけるドブレ首相の説明

ラピー委員会の作業が開始された時期に、国民議会で学校問題が新たに取り上げられた。学校整備に関するプログラム法律(loi-programme)の審議に際して、「教育の自由のための議員の会」は総会を開き、「学校整備に関する法案が学校政策に与えられる方向づけに予断を与え、そして、学校政策に対する判断はフランスのすべての若者の教育のために認められる一般的効果を知ることなしには有効になされないことを考えて、国民議会は所管委員会への法案の付託を決定する」という動議を提出することにした。⁽¹¹⁾そして、実際に動議は提出されたが、これは学校整備に関する法案の審議に際しては学校問題を持ち出さないというドブレ首相と多数派の代表との約束に違反するものであった。そこで、ドゴール派の新共和国連合(U.N.R.)は七月二日に、動議に反対投票することを満場一致で決定して、ドブレ首相との連帯の態度を明らかにした結果、議員の会の会長ボスカリイ・モンセルヴァン(Boscary-Monsservin)は動議を撤回した。⁽¹²⁾その代りに、ドブレ首相は政府が七月一五日頃私立学校に関する審議をなすことを約束した。

学校問題は七月二二日の閣議 (Conseil des ministres) で取り上げられ、翌二三日に、ドブレ首相は国民議会で、学校問題に関する政府説明 (déclaration du gouvernement) を行った⁽¹⁴⁾。ドブレ首相はまず、私学助成問題に関する政府の基本的態度として、憲法問題にふれ、一方では、憲法二条による政教分離の原則を、他方では、憲法前文による人権としての教育の自由の保障を指摘してから、「いかなる政府も、これらの基本原則の外で自己の考え方や政策を決めることができない」として、政府が政教分離の原則と教育の自由をともに尊重することを明らかにしている。つぎに、ドブレ首相は、「解決のためにとられる責任は、公権力、すなわち政府および議會のみに属する」として、私学助成問題の解決のための国の責任を明らかにしている。そして政府は、委員会の作業終了後、すなわち一月に問題を検討することを表明した。さらに、臨時的措置としては、特に重大な財政的危機にある私立学校に対しては、バランジュ法による給付を期日前に支給することを明らかにした。

このドブレ首相の説明をうけて、社会党国民議會議員団、共産党政治局およびCNALが抗議したの⁽¹⁵⁾に対して、議員の会は、政府の措置が不十分であるとし、さらに、首相の説明から、私立学校問題が今年末までに立法的に解決されること、および立法的解決には教育の自由とすべての労働者に必要な最低限度の生活が含まれるものと理解するというコミニケを發表した⁽¹⁶⁾。

(3) 委員会報告書の提出

ラピー委員会は夏休を返上して作業にあたった。六月末から九月末までに、二四回の會議が開かれ、三五名から意見を聴聞することになっていた⁽¹⁷⁾。委員会の作業は、ラピー委員長⁽¹⁸⁾の能動的かつ効果的な指揮の下で対話的雰囲気の中で進行的に進行した。意見聴取では、公教育および私立学校の代表者、各組合の責任者、各父母の会の責任者、カトリック、プロテスタントおよびユダヤ教の代表者が、それぞれの見解と要望を説明した。各意見陳述者の意見は効果的に聴取され、特

に、両陣営を代表する「教育の自由および文化擁護のための検討事務局」の事務局長リゾップ (Lizop) と、CNALを代表する「フランス教育連盟」会長ベイエの意見が特に卓越していた。⁽¹⁹⁾

意見聴取と平行して委員会は答申の方向づけの決定に努め、数週間の間は補助金の方式と契約の方式のどちらにすか迷った。⁽²⁰⁾ しかし一〇月三〇日に委員会は最終的報告書を政府に提出した。報告書は一九一頁からなり、問題と過去の経過を説明した「前置き」、意見聴取の結果と私立学校の現状を各種の統計表とともに明らかにした「意見聴取の結果から引き出される問題状況」および委員会の提言を示した「結論」の三部で構成されている。したがって、この報告書は、イデオロギー的選択を行うのではなく、政府によって政治的および法的に受け入れられる提案の綿密な検討を行ううとする委員会の意思を表わすものと評することができる。⁽²¹⁾

委員会の答申の中心をなす「結論」は二〇ページにわたり、問題の現状分析と解決策の提言を行っている。まず、委員会の問題に対する基本的態度として、「教育の自由の原則は異論なく認められ」ており、「委員会は、わが国公法のこの原則を維持することが適当であるということを一致して評価している」が、しかし、一方では、委員会は、「現行法規が校長および教師に対して、必要な教育的条件を必ずしも要求していないことを確認しており」、他方では、「自由が、より有効でよりよい質の教育の組織化と両立しないものとは考えない」ことを明らかにしている。⁽²²⁾ そして、現状における根本的問題は、「互いに接触がなく、知らないばかりでなく、時には競争的で、殆んど対立的といえる二つの教育の存在にあり」、「余りにしばしば党派的热情によって利用されたこの恒常的対立こそが、国民の利益に反する」ということである。委員会の提案する解決策は次の四つの形態で、私立学校がそのいずれかを選択できることになっている。⁽²³⁾ 第一は、公教育への統合、第二は、契約によって、私立学校が一定の教育費用や教員の給与を国から補助を受ける

説 代りに、一定の義務を負う契約制度 (*régime de contrat*)、第三は、私立学校の自主性を維持しつつ教員の給与の一部を

国が負担する承認制度 (*régime de l'agrément*)、第四は、国庫補助なしの完全な自由である。

論

このラピー委員会の報告書に対しては、委員会が独創的で重要な仕事を完成し、状況の変化への対処に追い抜かれることなく、具体的提案を伴った掘り下げられた検討結果を提出できたものと評価されている。⁽²⁵⁾ なお、この報告書は、一〇月三〇日に政府に提出されたが、公刊されたのは一二月の後半になってからである。

(1) J. O., *Lois et décrets*, 24 juin 1959, p. 6277.

(2) 委員のうち、デュメイン、ギブルジュン、メルヴェイユウ・デュ・ヴィニョオ、ミシュランおよびドルメッソンがカトリック派を代表し、アリギ、ベサスおよびル・ゴルジュウが非宗教派を代表しているほか、ポーエルがユダヤ教徒、シャンソンがプロテスタント、アリ・メレがイスラム教徒である。

(3) *Le Monde*, 25 juin 1959.

(4) A. Coutrot, *op. cit.*, p. 364.

(5) *Ibid.*, p. 364—5.

(6) *Ibid.*, p. 365.

(7) *Le Monde*, 2 juillet 1959.

(8) *Le Monde*, 14 juillet 1959.

(9) *Le Monde*, 24 juillet 1959.

(10) *Le Monde*, 1^{er} août 1959.

(11) *Le Monde*, 3 juillet 1959.

(12) *Le Monde*, 4 juillet 1959.

(13) *Le Monde*, 23 juillet 1959.

(14) J. O., *Débats parlementaires*, A. N., 23 juillet 1959, p. 1457—1459.

- (15) *Le Monde*, 25 juillet 1959.
- (16) *Le Monde*, 26 et 27 juillet 1959.
- (17) A. Coutrot, *op. cit.*, p. 369.
- (18) 意見を聴取された三三名の名前および意見の要旨は、*「公刊された委員会報告書 (Commission chargée de l'étude des rapports entre l'État et l'enseignement privé, Rapport général, Paris, S. E. V. P. E. N., 1959, p. 33—60) に掲載されている。*
- (19) A. Coutrot, *op. cit.*, p. 369.
- (20) *Ibid.*, p. 370.
- (21) *Ibid.*, p. 370.
- (22) *Rapport général de la Commission chargée de l'étude des rapports entre l'État et l'enseignement privé*, p. 161.
- (23) *Ibid.*, p. 169.
- (24) *Ibid.*, p. 173—175.
- (25) A. Coutrot, *op. cit.*, p. 371—372.

三 政府による法案の作成

ラピー委員会の報告が提出されてから、一月および一二月は、政府、政党、圧力団体、世論が学校問題をめぐって活発な動きを展開した。

政府の側では、まず、国民教育大臣のブローッシュが国民教育省の担当者とともに原案の作成にあたった。ブローッシュは、ラピー委員会の結論のうち委員会が全員一致で賛成した、公教育への統合、契約制度、助成なしの自由を採用したが、委員会で意見の分かれた承認制度を採用しなかった。そして、ブローッシュ国民教育大臣にとっては、この原

説
案の線が譲歩しうる限界で、その線を越えて原案に手を加えられた場合には大臣の辞任を考えうるとしていた。⁽²⁾これに
対して、議会多数派の代表は相次いで、APELおよび「教育の自由のための議員の会」の後押しをうけてドブレ首相
に対して彼等の強い反対の意向を示し、その結果、ドブレ首相は、多数派に保証を与えるために自分の手許で法案を起
草させることを企てた。⁽³⁾

一 一月の下旬には、非宗教的公立学校擁護を掲げた私学助成反対派の集会とデモ行進が活発に展開された。一月二
二日の日曜日には、ランス(Lens)で数千人のデモ行進が、⁽⁴⁾翌週二九日の日曜日には、リール(Lille)で三万人、クレ
ルモン・フェラン(Clermont-Ferrand)で一萬五千人、レンヌ(Rennes)で八千人等全国七〇以上の都市で集会とデモ
行進が行われたと報じられている。⁽⁵⁾「非宗教的活動全国委員会」会長のコルネック(Cornec)は記者会見で、二九日の
示威運動は、一五を除く全国の県で行われ、少なくとも五〇万人の参加者を与えたと総括しており、⁽⁶⁾さらに、「非宗教的
活動全国委員会」を代表して、「我々は現在の国民議会に対して学校問題を解決するためのあらゆる代表性を否定す
る」と宣言し、「もしレフェレンダムの方式を利用することができないならば、我々は、議会の解散による新しい選挙
によって、非常に明確なこの問題について国民が諮問されなければならないことを要求する」と述べているのが注目さ
れる。政党のレベルでは、社会党の指導委員会および両院の議員団は、義務教育の統合化、義務教育の一八歳までの延
長、学用品の無償と就学手当の給付による民主化、国民を構成するすべての思想傾向の尊重という諸原則に基づいた法
案を提出することを決め、共産党は「非宗教的活動全国委員会」の教育の国有化案の線にそった法案を提出することを
明らかにした。⁽⁷⁾

私学助成推進派の側においても、一月二九日の日曜日には、反対派より数は少ないが私立学校擁護のための集会と
デモ行進が行われ、ピュイ(Puy)で八千人、サン・テチエンヌで四千人、ル・マン(Le Mans)で五千人、カーン

(Caen)で千人と報じられている⁽⁸⁾。全国二〇ヶ所以上の都市で行われたこれらの集会は殆んどすべて司教によって主宰されており、司教がこれまでとっていた留保の態度とは対照的である⁽⁹⁾。私学助成推進派のうちで最も強固な態度をとったのはAPELで、一月二二、二二日にパリで開催された全国代表者会議は、ラピー委員会の報告に対しては、「国民教育の共通の任務の中において私教育によってしめられた位置を無視し、私教育に補充的で、過渡期的な役割しか与えず、教育の自由の原則自体を侵害している」として強く抗議しており、また、「教育の自由および文化擁護のための検討事務局」のリゾップ事務局長は、一月二二日にラピー委員会の結論は、私教育に対する公教育の優位を保持するものであるから受け入れられないという談話を発表した⁽¹⁰⁾。

政府内での法案の審議は一月二日の首相主宰の閣内会議(Conseil de cabinet)から始まったが、政府内においても意見が対立した。ジャンヌネイ(Jeanneney)とシャトネ(Chatenet)が非宗教的公教育の立場からブローッシュを支持し、国の監督の下に置かれない助成に反対して契約方式を固持したのに対して、人民共和派のルクール(Lecourt)と独立派のロシュロー(Rochereau)が私立学校擁護の立場を代表し、私学の自主性を維持する承認方式を主張した⁽¹¹⁾。ドゴール大統領とドブレ首相は、政府の統一を維持し、両者の妥協をはかるよう努めた。一月七日の閣内会議では、一つは、ブローッシュ修正案、もう一つは、ドブレ首相案の二つの案が提出された⁽¹²⁾。ドブレ案の特色は、ラピー委員会の承認方式を新しい名称の下に採用した単純契約(contrat simple)方式が、公教育への統合、契約方式に近似した協同契約(contrat d'association)方式の他に加えられたところにある。大統領主宰の学校問題についての最初の閣議(Conseil des ministres)は一月八日に開かれた。この日の閣議に提出された妥協案は、基本的にはドブレ案を維持しながら、ブローッシュ案からは前文における原則の宣言を取り入れたものであるが、その大綱が承認された⁽¹³⁾。

CNALは、一月四日にはその代表者がドブレ首相と会話し法案に反対の意向を表明し、一月六日の日曜日に

は、一〇万人の参加者を集めた反対集会をパリで開いており、また、一二月八日の閣議による法案の大綱の了承に対しても、いかなる場合においても妥協を認めないことを明らかにした。⁽¹⁵⁾

「教育の自由のための議員の会」は一二月九日の午後に集会を開き、満場一致で動議を採択して、ドブレ首相にこれを提出した。⁽¹⁶⁾この動議は、「教育の自由のための議員の会は、学校問題の解決に積極的な寄与をもたらすことを望み、議論の基礎としてラピエ委員会報告の結論を承認する」という言葉で始まり、当面の目標として、①通常国会の閉会前に臨時国会を招集し、その議事日程として学校法案の投票を優先させること、②單純契約を締結した学校は中立的教育を与える義務がないこと、③法律によって事前に定められた条件を充たすあらゆる段階のすべての私立学校は單純契約に署名することができるようにしなければならないこと、④單純契約制度は終局的なものでなければならず、いかなる期間の限定も予定されるべきでないこと、⑤統合もされず、契約の締結もしない学校の状態は、その負担の増大によっても、公権力から受けとる資金の減少によっても悪化されることがないこと⁽¹⁷⁾の五点をあげている。なお、「教育の自由のための議員の会」の活動は、他の圧力団体とは異なり、調停の方向に動いたようである。特に、議員の会の事務局長で、新共和国連合所属元老院議員のプレロ (Prélot) は、内閣官房と議員の会とのパイプ役になり、両者の交渉の全過程にわたり重要な役割を果たしたが、これはプレロがパリ大学教授で憲法学者・政治学者であると同時に政治家であるということが、原則を擁護しつつ、政治的解決を同僚に受容させるに適した仲介者にしたものと考えられている。⁽¹⁸⁾

一二月一五日の閣議は四時間以上にもわたり、議論の中心は教育の基本原則を定めた第一条であり、私学助成支持者の側では、特に人民共和派の大臣は、国と契約を締結した学校において、「教育は学校の固有の性格の尊重において与えられる」という条項を入れることを主張した。⁽¹⁹⁾ドゴール大統領も数回にわたり発言し、閣議での合意をはかることに努めた。政府の確定案は、ドブレ案の大きな影響をうけ、公教育への統合、協同契約、單純契約の三つの形態を私立学

校に提示するものである。ブーロッシュ国民教育大臣は、確定案に反対の意向をもち、ドブレ首相に会い、単純契約を締結した学校が拘束される財政的、教育的コントロールの形態に関して対案を明らかにし、また、補助は教員の給与と私にしか使用できないこと、その教育が国民教育省の監督をうけることを明示することを要求し、これらの点について修正されなければ、法案に署名せず、大臣を辞任することを申し出、つぎに、ドゴール大統領にも法案に反対の意向を明らかにしたが、ドゴール大統領からは慰留をうけた。⁽²⁰⁾

政府法案は、二月一七日の夜に国民議会に提出され、ドブレ首相とブーロッシュ国民教育大臣の署名がなされている。法案の提案理由書(exposé des motifs)は、政府が本法案を提出するに至った理由として、国民的統合のために学校紛争を終結させる必要があることを指摘してから、財政的に困難な状態にある私立学校に国が財政援助するにあたっては、一方では、「国は私立学校の人格を変えることを要求しない」こと、他方では、「国は国民および共和国の基本原則への忠誠を明らかにしなければならない」ことがあり、問題は、「基本的にはこれら二つの要請を調和させるよう努めるところにある」のである。ついで、提案理由書は、全一二ヶ条にわたる法案の大綱を説明している。さらに、ブーロッシュ国民教育大臣は、二月一八日の記者会見では、「我々は、闘争の法文ではなく、和平と調停の法文を完成するよう努めた」とし、法案にある「単純契約」は、ラピー委員会の正確な複写ではなく、①法案では、教育の性質と質を保障する第一条が、「すべての契約に課される」こと、②ラピー委員会の承認方式が教員の給与の一部分を負担するのに対して、「単純契約」では国が教員の給与の全部を支払うことになっていることの二点において異なっていることを指摘しており、さらに、私学助成のみならず公教育の改善の重要性をも指摘しているのが注目される。⁽²²⁾

国民議会への私学助成法案の提出に対し、反対派のCNAL会長は、二月一八日に記者会見をし、「この法文は真の詐欺を構成するものである。ブーロッシュ氏は、素朴なのか、それともこの詐欺の共犯者である」と批判し、闘争方針

として、①抗議文を直ちに憲法委員会に送ること、②今日から各議員グループと接触すること、③国民議会で非宗教派の多数派が新たに誕生した日に、C.N.A.Lは学校の全体的国有化が直ちに決定できるよう責任をもつこと、④国民議会に法案が付託される一二月二二日に、「一大拒否闘争日」を組織することなどを明らかにした⁽²³⁾。私学助成推進派の側もこの法案には不満足で、「教育の自由および文化擁護のための検討事務局」事務局長リゾップは法案の解決策を承認しがたいというコミニケを発表し、また、カトリック政党の人民共和派も法案への反対を表明した⁽²⁴⁾。

(1) A. Coutrot, op. cit., p. 372—373.

(2) Le Monde, 27 novembre 1959.

(3) L'Année politique, 1959, p. 151.

(4) Le Monde, 24 novembre 1959.

(5) Le Monde, 1^{er} décembre 1959.

(6) Le Monde, 2 décembre 1959. なお、J. Franceschi, op. cit., p. 286 は、一月二十九日の示威運動には七〇万人が参加し、

全国の多くの県での参加者の規模は一九三六年の人民戦線期のそれ以来のものとしている。

(7) Le Monde, 27 novembre 1959.

(8) Le Monde, 1^{er} décembre 1959.

(9) A. Coutrot, op. cit., p. 574.

(10) Le Monde, 24 novembre 1959.

(11) Le Monde, 2 décembre 1959 ; 4 décembre 1959 ; 8 décembre 1959.

(12) Le Monde, 9 décembre 1959.

(13) Le Monde, 10 décembre 1959.

(14) Le Monde, 8 décembre 1959.

(15) Le Monde, 10 décembre 1959.

- (19) Le Monde, 11 décembre 1959.
- (17) A. Coutrot, op. cit., p. 375.
- (81) Ibid.
- (91) Le Monde, 17 décembre 1959.
- (20) Le Monde, 18 décembre 1959.
- (12) J. O., Documents, A.N., 1959, p. 1254—1255; Le Monde, 19 décembre 1959 に、政府法案の提案理由書と法文が掲載されている。
- (22) Le Monde, 19 décembre 1959.
- (23) Ibid.
- (24) Le Monde, 20 et 21 décembre 1959.

四 議会における法案の審議

(1) 国民議会文化問題委員会による法案の修正
国民議会に提出された私学助成法案は、常任委員会の一つである「文化・家族および社会問題委員会」(Commission des affaires culturelles, familiales et sociales)に付託された。文化問題委員会では、報告者(rapporteur)の選出につき合意が得られず、結局、委員長のデュルベ(Durbet) (新共和国連合所屬)が国民議会本会議での委員会報告を行うことになった。⁽¹⁾「教育の自由のための議員の会」の会員であるデュルベ委員長は、ドブレ首相と会談し、独立派および人民共和派の代表者と密接な連携の上で、宗教教育の支持者の側から批判の多かった第一条についての修正案を提示した。⁽²⁾これは、政府案の第一条を第一条と第一条の二に分け、私立学校の自主性と国の監督との関係については、一条の

二で、「以下に規定する諸契約の一つを締結した私立学校において、教育は、すべて当該教育の固有の性格を保持しつつ、国家の監督に服する」と規定するもので、政府案の一条二項の「私立学校においては、すべて当該学校の固有の性格を維持しつつ、契約制度の下に置かれた教育は、国家の監督に服する」という規定を修正したが、この修正の論点は、私立学校の自主性について、「当該教育の固有の性格」(修正案)か「当該学校の固有の性格」(政府案)の相違で第一条を私立学校の自由を強調する方向で根本的に修正するものである。⁽³⁾文化委員会における修正案は、賛成九四票、反対一二票(社会党一〇、急進黨一、新共和国連合一)、棄権一票の圧倒的多数で可決されたものである。⁽⁴⁾

政府は、一月二二日夜の閣議で、委員会の修正案について審議し、委員会の修正案を受諾することなく、政府原案に近い内容の四名の議員(フォワイユ(Foyer)、ヴァニエ(Vanier)、ド・ブロジー(de Broglie)およびパケ(Paget))提出の第一条修正案を受諾した。この修正案は、政府原案の一条三項を二項に、四項を三項にもつてき、その代りに、政府原案の二項を若干の修正を加えて四項に置くものである。⁽⁵⁾この修正案と政府原案との違いについて、提案者の一人であるヴァニエは、国民議会本会議で、「契約下に置かれた学校を含む正規に開校されたすべての私立学校を支配する教育の自由の原則の宣明に与えられた高い地位によって、これら学校と学校が行う教育との間に四項で定められた結びつきによって、修正案は、私立学校と同様に私立学校で与えられる教育の特別の性格を認めるものであります」⁽⁶⁾と説明して、本修正案と委員会修正案との連続性を強調している。しかし、本修正案の提案者の主観的意図はともあれ、法文は、政府原案と同様に、私立学校の固有の性格を認めるものであり、政府受諾修正案は、委員会修正案よりも政府原案に近いものである。それにもかかわらず、ブーロッシュ国民教育大臣は修正案の政府による受諾に抗議して辞任した。その理由は、国家の非宗教性についての彼の個人的考え方と根本的に衝突する法律の適用に取りかかることができないと考えたからであり、そして、また、この時期になって辞任したのは、まず、私立学校を国の非常に厳格な後見に服

し、その統合を準備するという彼の原案に近いものが政府によって受認されることが可能であると考えていたからであり、つぎに、政府案は多数派の合意がえられないため可決されることはないだろうとよんでいたからとされている。⁽⁷⁾

教育問題についての諮問行政機関である「国民教育上級評議会」(Conseil supérieur de l'éducation nationale)は、一月二二日にブローロッシュにより招集されたが、七五名中三八名のメンバーは、同評議会が学校教育に関する法案については政府から義務的に諮問をうけることになっているのに、政府は法案提出前に同評議会に諮問しなかったのは違法であると抗議して辞任した。⁽⁸⁾

(2) 国民議会本会議における審議

国民議会本会議での法案の審議は、一月二三日に行われた。ブローロッシュ国民教育大臣の辞任により、ドブレ首相が議会の討論において国民教育大臣の任務を臨時に担った。一月二三日午後二時半に開会された本会議で、まずドブレ首相が法案の趣旨説明にあたった。⁽⁹⁾

ドブレ首相は、まず、問題に対する基本的な視点として、公教育を組織することが国の責任であるという面と、私立学校の教育の自由が本質的な自由であるという面との二つの面があるとしている。⁽¹⁰⁾ ついで、ラビー委員会の報告は、「問題の発展に一つの時代を画したものだ」という評価と称賛を与えて、その中で提案された解決策が、「理性によって鼓舞された合理的解決」であるのに対して、私立学校を公教育の中へ統合しようとする左翼の「国有化」(nationalisation)構想は、平和と統一の解決ではなく、混乱と分裂の原因となる「空想」(chimère)であり、「我々の民主主義の基本的な観念に反するものである」という批判を加えている。⁽¹¹⁾ そして、理性の解決のための結論が、第一に、私立学校への助成、より正確には、その努力が共同体のために有用なものである教師への助成が、「教育の自由の表現を保障するため」に必要であること、第二に、国の助成が、私立学校の教育的質を監視する国の権利によって補完されること

説
論
で、これがラピー委員会の作業から引き出された主要な結論であるとしている。ドブレ首相は、本法案の性格として、次の三点をあげている。⁽¹²⁾ すなわち、第一には、寛容 (tolérance) で、国は、私立学校の固有の性格を放棄することを要求しないが、契約に署名した私立学校は、「その出生またはその宗教がどのようなものであれ、子どもの自由な入学および良心の自由」を尊重する義務を有することである。第二の性格は、協力 (coopération) で、本法の適用から生ずる紛争の解決のために調停委員会が設けられることである。第三には、この法律が実験を試みるための法律ということである。そして、本法案に対する批判に答えて、本法案の理念が、「国家は、私立学校を廃止する権利を有するものでなく、教育の自由が経済的理由によって表現できない自由ではないようにする義務さえ有する」こと、および「国家は、公教育に対決して恒常的な競争相手になる新しい建造物の人工的組織化によって、根本的な国民的分裂を創り出す権利を有するものでもない」⁽¹³⁾ ことにあることを明らかにしている。ドブレ首相は、最後に、「私は国民の代議士 (députés de la nation) である皆様方に訴えます。皆様方は、この法案を皆様方の宗教的信念や不可知論的観念によつて判断してはいけません。皆様方は、この法案を皆様方が代表している県や選挙区への影響によって判断してはいけません。……不動のかつ大きな任務なのです。……私立学校との新しい関係を定めるための法案は、皆様方の業績の新しい一ページを開くもので、新しいページはまだ白紙であります。間もなく、国家の利益において、自由の利益において、すなわち国民の利益において書き込まれるよう私達が強く望まなければなりません。」⁽¹⁴⁾ と述べた。この演説に対して、左派、中道派、右派の議員が立ち上がり、長い間拍手したのに対して、社会党および共産党の最左翼の席からは、

「非宗教的学校万歳 (Vive l'école laïque)」。僧侶を倒せ (A bas la calotte)」の声があがったことが議事録に記載されている。⁽¹⁵⁾

ドブレ首相の演説に続いて、文化問題委員会を代表して委員長デュルベが委員会報告を口頭で行なった。⁽¹⁶⁾ デュルベ

は報告の初めに、「皆様方の拍手をまき起した才能をもち、国民的統一を維持しようとする者すべての同意を獲得すべき信念と確信をもった首相により分析され、説明された主題を再び取り上げることは報告者にとって大変難しいことであることはすぐお分りいただけるものと思えます」と述べてから、法案の趣旨とそれに文化問題委員会が賛成した理由を説明した。

一般討論の前に、国民議会議事規則九一条三項に基づいて、憲法違反を理由とする受理不能の異議 (exception d'irrecevabilité) および審議する必要がない旨決定させることを求める先決問題の動議 (question préalable) が出された。憲法違反を理由とする受理不能の異議は、社会党議員団を代表してフェルナン・デュシャトオ (Fernand Duchâteau) によって提案されたもので、本法案が共和国の非宗教的性格を規定した憲法二条に反するというのである。デュシャトオによると、法案第二条の私立学校の「教育の固有の性格」と憲法二条の国家の非宗教性の原則が矛盾するものである、共和国の非宗教的性格は、「国家の諸制度の仲介によって、何らかの宗教ないし党派の活動ないし喧伝にもたらしうる、あらゆる形態の直接的ないし間接的援助を禁止する⁽¹⁷⁾」という解釈に立っている。また、法案第一二条で、低ライン、高ラインおよびモーゼル県に本法が適用されないと規定しているのは、共和国の不可分一体性に反するものである。この受理不能の異議の投票結果は、賛成六〇票、反対四四八票で否決された⁽¹⁸⁾。先決問題の動議は、共産党のフランソワ・ビルー (François Billoux) から提出されたもので、本法案が「我が国の民主的伝統に直接かつ絶対的に矛盾する」ことを理由とし、共和国および学校の非宗教化を主張した⁽¹⁹⁾。動議の投票結果は、賛成五四票、反対四五一票で否決された⁽²⁰⁾。

一般討議では、一四名の議員が発言し、最後にドブレ首相が答弁にあたった。共和国の非宗教化の立場から法案に反対する発言をしたのは、社会党のギイ・モレ、シャルル・ブリヴァ(Charles Privat)、ルネ・シュミット(René Schmitt)、急進社会党のルネ・ビレール(René Billères)である。ドブレ首相の演説に答える形で、一般討議の最初に演壇に立った、ギイ・モレの発言の要点は次のようなものである。すなわち、①フランスではこの五〇年来宗教的対立が和合されてきているのに、本法案は国論の分裂を招来させるものであること、②二九〇五年の政教分離法は、「すべての者のための良心の自由、そこから国家の非宗教化が引き出される教会と国家の必然的な分離、すべての宗教の自由な活動」の三原則に基礎を置いており、第五共和制憲法二条はこの三原則を再現したものであるが、本法案は教会と国家の分離原則に違反するのであるから、国民議会議長か、元老院議長か、それも駄目なら大統領が憲法院に提訴することを強く希望すること、③我々は教育の自由を、「一の信念をもつに至ったすべての者が、この信念の性格が哲学的なものであれ、宗教的なものであれ、はたまた政治的なものですらあれ、自由に、自己の見解を広める可能性を有し、教える権利、自己の信念を共有させようと試みる権利を有しなければならない。」ものと理解しているが、教育の自由は各人に自由が実質的に保障される権利まで認めるものでないこと、④新しい多数派が国家と教会との完全な分離に再び着手することが将来起りうることである。最後の点については、ルネ・シュミットも、「我々がこの国民議会でも多数を占めた際には、我々は教育を国有化するであろう」と述べて、教育の国有化に対する左翼の基本的考え方を明らかにしている。

これに対して、私立学校への国庫補助に賛成の立場からの代表的論者は、「教育の自由のための議員の会」会長である独立派のボスカリイモンセルヴァンおよびアンリ・トレモレ・ド・ヴィレ(Henri Trémolet de Villers)で、その他新共和国連合、独立派、人民共和派の議員がこの立場から発言した。私立学校への国庫補助賛成者のこの法案に対する

態度はまだ不確定で、「教育の自由のための議員の会」の幹事会が法案に賛成投票をするように決めたのは、ドブレ首相が一般討論の最後に演壇に再び立った午前一時頃である。⁽²³⁾ 法案にもっとも批判的な発言をしたのは、トレモレ・ド・ヴィレで、次のように彼は発言している。⁽²⁴⁾

「今日の午後、首相閣下、あなたは、形式におけると同時に原則の次元において、我々に、一方ではあなたに耳を傾ける大きな喜びと、他方ではあなたが我々と共にあるという確信を与えたすばらしい演説を行ないました。しかし、あなたが我々に付託した法案は、あなたが述べたことに全く答えておりませんし、あなたの多数派の、控え目であるが基本的な意思はそこに全く見出し出されません。確かに、法案は教育の自由の尊重と私立学校におけるその行使の保障を宣言していますが、法案の全体の構造はこの宣言と反対のものになっております。と申しますのは、この法案は、私学教育特有の、現実的かつ根本的性格を保持するために望まれる手段を、他方では教育の自由を擁護するに固有の措置を規定してないからであります。反対に、この法案を読みますと、この法案の確かな目的はすべての学校の漸進的な国家化 (étatisation) であり、この法案の最終的到達点は完全な非宗教化 (laïcité totale) と絶対的な国家独占であるという印象をうけるのであります」

最後のドブレ首相の発言は、一方では、ギイ・モレおよび社会党議員の批判に、他方では、私立学校の擁護者の批判に答えるものである。⁽²⁵⁾ 社会党議員からの批判を、ドブレ首相は、共和国の基本原則を無視すること、国民的統一に反することの二点に要約し反論している。第一の国家の非宗教性の原則違反については、非宗教性の原則を、「自己の介入の理由または自己の政策の目的を国民的利益以外のものを求める、すべての勢力、すべての権力に対する国家の独立」⁽²⁶⁾ と把握して、非宗教化の確かな結果として、公役務の他のすべての活動に対する優位ということがあるが、教育に関して、公教育の優位は本議会において誰からも異議を唱えられていないと考えるとしている。第二の国民的統一に反する

という批判に対しては、公立学校と私立学校との二元主義を認め、私立学校に補助を与えることこそが国民的統一に資するものであると反論している。私立学校の擁護者からの、本法案が教育の漸進的国有化をもたらすという批判に対しては、私立学校の固有の性格の保障によって私立学校の自由が尊重されることを繰り返して述べている。

そして、ドブレ首相は表決について、憲法四四条三項の規定に基づいて、政府原案に政府が受諾した修正案のみを加えた法案を全体として一回の表決で議決する一括投票を要求した。政府が受諾した修正案のうち、最も重要なものは、前述のフォワイエ、パケ、ヴァニエおよびド・ブロジーによって署名された、第一条についての六六号修正案である。この修正案が先に述べたように国民教育大臣ブーロッシュの辞任の理由になったものである。その他の修正案は、低ライン、高ラインおよびモーゼル県に本法の適用の余地を認めたもののほかは、規定の表現の改善にかかわる小さなものである。

一般討議の終了後、国民議会議事規則九一条五項に基づいて、社会党の議員より法案の所管委員会への再付託動議が提出された。⁽²⁷⁾この動議の提案理由は、①「国民教育上級評議会」への諮問が一九四六年五月一八日法一条の適用によりなされるべきであったこと、②このような諮問が政府によってなされなかったことにより、文化問題委員会および国民議会が審議を違った方向に導きうる最も高度の重要性をもった技術的意見を欠いていたことである。これに対して政府は、国民教育上級評議会への諮問については、法案の提出後であるが、議会の討議の開始前に会議が開かれたと答えている。動議の表決の結果は、賛成七〇票、反対四三三票で否決された。

法案の逐条審議は、第一条から一二条まで迅速に行われた。第一条について、共産党のビルーおよびカンス(Cance)によって提案された、第一条を子どもの教育を受ける権利と公教育を組織する国の義務を規定した条文によって置き換える修正案の他は、文化問題委員会を代表してデュルベによって提案された三七号修正案、およびそれに若干の修正を

加え政府によって受諾された六六号修正案が出されたが、このうち委員会の修正案は撤回された。ビルーおよびカンス修正案について、カンスは、一九〇五年の政教分離法が「共和国は、いかなる宗教に対しても、これを承認し、給与を支払い、補助を与えてはいけない」としているのに、宗派学校に補助を与えることは、一の宗教に補助を与えることになり、私立学校の「固有の性格」という場合の私立学校の固有性はまさに宗教教育を施すことであるから原案に反対であるとしている。⁽²⁸⁾ 政府によって受諾された第一条についての六六号修正案について、提案者の一人であるヴァニエは、先に述べたように、本修正案によって、私立学校の教育の自由により高い地位を与えようとする修正案の意味を明らかにしている。

逐条審議の後、一二月二四日の午前二時五五分に休憩があり、午前三時半に会議は再開された。投票について、各党派を代表する議員から態度表明がなされた。人民共和派のモーリス・シモーネ (Maurice Simone) は、本法案が修正によって第一条の不明確さがなくなり、賛成しうるものになったことを明らかにし、独立派のボスカリー・モンセルヴァンは、本法案に賛成投票をすることに躊躇する同僚の気持を自分は完全に理解できるが、特にドブレ首相の演説によって法案が私立学校教育の方向と意味を変えるものでないことが明らかになったので賛成するに至ったとし、新共和国連合の議員団長であるテルノワールは、「新共和国連合議員団のメンバーは大挙して賛成投票すること」を明らかにした。⁽²⁹⁾

たのに対して、社会党のフランシス・リーンハルト (Francis Leenhardt) は法案に「反対する立場を明らかにした」⁽²⁹⁾ 表決は、記名投票で行われた。投票の結果は、賛成四二七票、反対七一票の圧倒的多数で法案が可決された。一八名の議員が棄権し、三六名が投票に参加しなかった。党派別の投票内訳⁽³⁰⁾では、新共和国連合 (賛成一九三、反対三、棄権五、不参加八)、独立派 (賛成一一四、反対二、棄権二、不参加二)、人民共和派 (賛成五二、棄権三、不参加二)、共

説
和国統一派（賛成三〇、棄権一、不参加一四）、民主同志会（賛成二二、棄権二、不参加一）の各党派が賛成する側を構成したのに対して、社会党（反対四四）および共産党（反対一〇）が反対する側を構成した。急進社会党（賛成三、反対八、棄権五、不参加二）は内部で分かれた。

(3) 元老院における審議

元老院における審議は一月二十九日に行われた。本会議の討議は国民議会とはほぼ同じパターンでなされた。まず、ドブレ首相の演説によって法案の趣旨が説明された。⁽³¹⁾ 演説の基調は国民議会のそれと同じで、国と私立学校の協力による「学校の平和の回復」(pacification scolaire)を特に強調した。文化問題委員会を代表して、委員長のリイ・グロ(Louis Gros)が報告者になり、委員会が法案に賛成した旨を報告した。⁽³²⁾

先決動議は、社会党を代表してエドガー・テラード(Edgar Tailhades)によって元老院議院規則四四条二項に基づいて提出された受理不能の異議 (exception dirrecevabilité) と、共産党を代表してジュールジュ・ロニオー(Georges Cogniot)によって議院規則四四条三項に基づいて提出された先決問題動議 (question préalable) であった。社会党の受理不能の異議は国民議会での同じ動議と同様に本法案が憲法第二条に違反するというものである。これに対して、新共和国連合に属し、憲法学者として著名なブレロが反論に立ち、本法案の合憲性を主張しているのが注目される。ブレロは、憲法第二条の国家の非宗教性の原則違反について、「私は理論的説明はしない。それはただ今首相によって卓越した表現でなされた」としてから、教育の自由が一九五八年憲法によって再確認されている一九四六年憲法前文の「共和国の諸法律によって承認された基本原則」の一つであり、フランス法において、「教育の自由が原則で、独占が例外であり」、「補助の禁止は原則ではなく、例外である」ことを示し、本法案が現状を何ら変えるものでないことを明らかにしている。⁽³³⁾ 社会党の受理不能の異議の表決は、賛成七七票、反対一六七票で否決された。

共産党のコンオーの先決問題動議について、コンオーは本法案が政教分離の原則および国家の非宗教性の原則に違反することを主張した。⁽³⁴⁾投票の結果は、賛成六四票、反対一六四票であった。各党、各会派の代表による一般討論の後、ドブレ首相の答弁があり、ドブレ首相は国民議会の場合と同様に憲法四四条による一括投票を要求した。一二月三〇日の午前二時二〇分から逐条討議を迅速に行い、午前三時に表決に付され、賛成一七三票、反対九九票で、国民議会で可決された法案が、修正されることなく元老院で可決された。賛成一七三票の党派別内訳は、独立派八八、新共和国連合三九、人民共和派⁽³⁵⁾、民主中道派三一、民主左派一三、無所属二であり、反対九九票の内訳は、社会党五〇、民主左派三四、共産党一四、無所属一である。独立派、新共和国連合および人民共和派が賛成したのに対して、社会党および共産党が反対し、中道左派の民主左派が、賛成一三、反対三四に分かれたのである。

(1) L'Année politique, 1959, p. 152 は、報告者を選出できなかった理由として、根本についての不一致ではなく、恐らく私立学校擁護派の間の微妙なせり合いのためとしている。

(2) L'Année politique 1959, p. 152; Le Monde, 23 décembre, 1959.

(3) Le Monde, 23 décembre 1959.

(4) A. Coutrot, op. cit., p. 378.

(5) 第一条について、政府原案、委員会修正案の正文は次の通りである。

△政府原案▽

第一条 国家は、憲法において定められた諸原則に従い、公立学校における青少年に対し、あらゆる信条の等しい尊重のうち、かれらの能力に適合した教育を受ける可能性を保障する。

当該学校の固有の性格を保持しつつ、以下に規定する契約の一つを締結した私立学校において、契約制度の下に置かれた教育は、国家の監督に服する。この教育は良心の自由の完全な尊重のうちに与えられなければならない。すべての児童は、出身、意見または信条の区別なく、学校に入学できる。

國家は、教育の自由を宣明し、かつこれを尊重し、正規に開校された私立学校におけるこの行使を保障する。

國家は、公教育の生徒に対し礼拝と宗教教育との自由を保障するために有用なすべての措置をとる。

〔委員會修正案〕

第一条 國家は、憲法において定められた諸原則に従い、公立学校における青少年に対し、あらゆる信条の等しい尊重のうち、かれらの能力に適合した教育を受ける可能性を保障する。

國家は、公教育の生徒に対し礼拝と宗教教育との自由を保障するために有用なすべての措置をとる。

第一条の二 國家は、教育の自由を宣明し、かつこれを尊重し、正規に開校された私立学校におけるこの行使を保障する。

以下に規定する契約の一つを締結した私立学校において、契約制度の下に置かれる教育は、当該教育の固有の性格を保持しつつ、國家の監督に服する。

すべての児童は、出身、意見または信条の区別なく、学校に入学できる。契約制度の下に置かれた学校において、良心の自由の完全な尊重を保障するために、生徒は、両親の要求に基づき、礼拝と宗教教育の授業を免除される。

(9) J. O., Débats parlementaires, A. N., 24 décembre 1959, p. 3641.

(7) A. Coutrot, op. cit., p. 380.

(8) Le Monde, 23 décembre 1959.

(6) J. O., Débats parlementaires, A. N., 24 décembre 1959, p. 3595—3599.

(10) Ibid., p. 3596.

(11) Ibid., p. 3597.

(12) Ibid., p. 3597—3598.

(13) Ibid., p. 3598.

(14) Ibid., p. 3598—3599.

(15) Ibid., p. 3599. A. Coutrot, op. cit., p. 380 は、「首相の確信、その話の格調の高さおよび彼が描いた将来の展望は、確かに國民議會を無感動にはおこせず、議會は注意深く耳を傾け、彼が演壇を去る際には長い間拍手喝采した」としている。

(91) J. O., Débats parlementaires, A. N., 24 décembre 1959, p. 3599—3601.

- (17) Ibid., p. 3602.
- (18) Ibid.
- (19) Ibid., p. 3603—3605.
- (20) Ibid., p. 3605.
- (21) Ibid., p. 3605—3609.
- (22) Ibid., p. 3628.
- (23) A. Coutrot, op. cit., p. 381.
- (24) J. O., Débats parlementaires, A. N., 24 décembre 1959, p. 3623.
- (25) Ibid., p. 3637—3639.
- (26) Ibid., p. 3637.
- (27) Ibid., p. 3639.
- (28) Ibid., p. 3640.
- (29) Ibid., p. 3647—3649.
- (30) Le Monde, 25 décembre 1959; L'Année politique, 1959, p. 154.
- (31) J. O., Débats parlementaires, Sénat, 30 décembre 1959, p. 2014—2017.
- (32) Ibid., p. 2018—2019.
- (33) Ibid., p. 2021.
- (34) Ibid., p. 2023—2028.
- (35) Le Monde, 31 décembre 1959.

五 一九五九年十二月三十一日法の成立

十二月二三日に国民議会で可決され、同月二九日に元老院で可決された私学助成法は、「国家と私立学校との関係に

説 関する一九五九年十二月三十一日の法律五九一―一五五七号」(Loi n° 59-1557 du 31 décembre 1959 sur les rapports

entre l'Etat et les établissements d'enseignement privés) として、一九六〇年一月二三日付官報で公示された。⁽¹⁾ この法律の全文は次のようになっている。⁽²⁾

第一条 国家は、憲法において定められた諸原則に従い、公立学校における青少年に対し、あらゆる信条の等しい尊重のうちに、かれらの能力に適合した教育を受ける可能性を保障する。

国家は、教育の自由を宣明し、かつこれを尊重し、正規に開校された私立学校におけるこの行使を保障する。

国家は、公教育の生徒に対し礼拝と宗教教育との自由を保障するために有用なすべての措置をとる。

以下に規定する契約の一つを締結した私立学校において、契約制度の下に置かれる教育は、国家の監督に服する。学校は、その固有の性格を保持しつつ、良心の自由の完全な尊重のうちに教育を与えなければならない。すべての児童は、出身、意見または信条の区別なく、学校に入学できる。

第二条 契約により国家に拘束されない私立学校に対する国家の監督は、校長及び教員の所定資格、学校の責務、公序及び良俗の尊重、保健上及び社会上の予防に限定される。

第三条 私立学校は、公教育に統合されるよう要求することができる。

要求が承認されたとき、在職教員は、公教育の枠内に任官、再編成されるか、または契約教員の資格のまま教職を持續されるかのいずれかである。

第四条 初等段階、中等段階及び技術の私立学校は、承認されるべき学校困難度にあるならば、公教育への協同契約を国家と締結するよう要求することができる。

協同契約は、学校の学年級の一部または全体を対象とすることができる。契約の対象となる学年級において、教育は

公教育の規則及び教育課程に従って行われる。教育は、学校の指導方針に従って、公教育の教員、または契約により国家に拘束された教員に委ねられる。

契約下にある学年級の運営費は、公教育の対応学年級のそれと同一の条件において負担される。

学校は、契約の範囲外のあらゆる活動を自由に編成することができる。

第五条 初等段階の私立学校は、国家と単純契約を締結することができる。この契約に従って、承認を受けた教員は、特にその資格免許状により、かつ政令に定める計算表によって、国家から一定の給与を受ける。

この制度は、全国調停委員会の意見を徴して、中等段階及び技術教育の私立学校に適用することができる。単純契約は、学校の学年級の一部または全体を対象とする。この契約は、国家の教育的監督及び財政的監督を導入する。

学校は、次の条件のみを証明すれば、単純契約を利用することができる。学校運営期間、教員の資格、生徒数、学校施設の衛生状態。これらの条件は政令により明記される。

市町村は、政令により定められる条件において、単純契約を利用する私立学校の経費負担に参加できる。

県及び他の公人が現行法上有する諸権利は侵害されることはない。

第六条 本法の適用から生ずる一切の紛争を管轄する調停委員会が各県に設置される。前諸条文に規定された契約の締結または契約の執行に関するいかなる訴訟の提起も、県調停委員会に付託された後でなければ、これをなすことができない。

全国調停委員会は、国民教育大臣のもとに設置される。

全国委員会は、文部大臣が特に県委員会よりの提起を受け本委員会に付託した問題について意見を与える。

政令が、いかなる条件、いかなる範囲において、手当の追加支給が六歳未満または一四歳以上の児童の名義でなされるかを定める。

第一条 コンセイユ・デタの意見を聴き、閣議議決の政令が、本法の適用に必要な措置を定める。

第二条 本法の第一条の第二項及び第四項ならびに第二条から第一条までは、低ライン、高ライン及びモーゼルの諸県に適用される。

第三条 本法律は、アルジェリア、オアシス及びサハラの諸県には適用されない。

一九五九年法の主要な内容をまとめると次のようになる。第一に、第一条で、国家の公教育を組織する義務、私立学校の教育の自由、公立学校における生徒の礼拝と宗教教育の自由、私立学校における児童の良心の自由および思想信条の自由といった、教育権に関する基本原則を明らかにすることによって、憲法前文の教育の自由に対する沈黙を補っていることである。第二に、私立学校への助成推進派からの無条件の助成の要求と、左翼を中心とする教育の国有化の要求のいずれも斥けて、一九五九年法は、私立学校に対して、①助成なしの完全な自由(二条)、②公教育への統合(三条)、③協同契約(四条)、④単純契約(五条)という四つの形態の選択の自由を与えて、国庫補助の大きさに応じて公的コントロールを強くするという体制をとって、私学助成を認めたことである。第三に、一九五九年法の適用から生ずる紛争を処理する機関として、県調停委員会と全国調停委員会を設置したことである。

(1) J. O., Lois et décrets, 2 et 3 janvier 1960, p. 66.

(2) 日本語訳としては、吉田正晴「フランス私立学校に対する国家補助——一九五九年一月三十一日の法律をめぐって——」レファレンス一四号(一九六〇)七四—六頁参照。

む す び

一九五九年一月三十一日法の立法過程の特色は次のように要約できる。

(一) 一九世紀後半来、フランス社会を二分してきた国家の非宗教性の原則(ライシテ)が問題となったイデオロギー的対立立法であり、国家の非宗教性の原則と私立学校の教育の自由という憲法問題が論議の中心になったが、本法律は、国家の非宗教性の原則と私立学校の教育の自由との調和をはかる解決策をとったことである。

(二) 私学助成を推進する圧力団体として「教育の自由および文化擁護のための検討事務局」および「私立学校父母の会」(APEL)が、私学助成に反対する圧力団体として「非宗教的活動全国委員会」(CNAL)が中心となって、集会やデモ行進を組織したり、言論活動を行うことよって、活発な働きかけを行ったことである。さらに、国会議員の過半数が参加した「教育の自由のための議員の会」が結成されて、私学助成を推進する圧力団体と立法者との橋わたしを行ない、立法の実現に重要な役割を果たしたことである。

(三) 立法の準備作業のために、政府は私立学校問題を検討する委員会を設置したが、この委員会のメンバーは、政党や利害関係団体の代表ではなく、独立した人物が選ばれ、その報告書は、問題の現状についての客観的分析と、イデオロギー的選択ではなく、具体的な解決策を提示することよって、立法の基礎をつくったことである。また、委員長に就任したラピーおよび国民教育大臣のブローツシュがともに社会党員であることは、私学助成に反対し教育の国有化を主張する社会党や教員組合との合意を政府が期待していたことを表わしている。

(四) 議会での審議は、一月一七日に法案が提出され、一月二七日に国民議会で可決され、二九日には元老院で可

決され、そして三一日に大統領によって審署されるという経過が示すように、きわめて短期間でなされたことである。本会議での審議は、国民議会、元老院ともに約一二時間であった。表決にあたっては、第五共和制憲法の採用した一括投票が使用されたことが、審議を促進した制度上の理由である。

つぎに、この時期に学校問題に一応の決着をつける私学助成法が制定された理由として次の点を指摘できる。

第一に、第二次大戦後のフランス政治地図における、国家の非宗教性の原則（ライシテ）を主張する社会党および共産党を中心とする左翼と、教会および私立学校の側に立つ人民共和派、ドゴール派および独立派を中心とする右翼Ⅱ中道派との勢力拮抗の体制から、第五共和制憲法下最初の一九五八年一月の国民議会選挙において、共産党一〇議席（前回一四五）、社会党四四議席（前回九四）など左翼政党が激減したのに対して、ドゴール派新党の新共和国連合および独立派が大幅に進出し、人民共和派を加えて、私立学校助成に賛成する政党が多数派を形成したことである。⁽¹⁾ この多数派が、自分達の政権が長続きしないことを恐れて、急いで一九五九年法を制定したともいえるのである。⁽²⁾

第二に、フランスの初等および中等教育における私立学校のしめる割合の重要性とその財政状態の悪化である。ラピール委員会の報告書によると、一九五七—一九五八年期において、私立学校に就学する児童生徒数は、初等段階においては、全児童数七一一〇万四千名のうち百九万一千名（一五・四％）で、そのうち、カトリック系が百七万九千名（一五・一％）であり、中等段階においては、全生徒数百一三万九千名のうち四四万四千名（四〇％）で、そのうちカトリック系が三八万七千名（三三・九％）、技術教育においては、全生徒数五八万六千名のうち二六万二千名で、そのうちカトリック系が一〇万七千名（一八・二％）となっている。⁽³⁾ 財政状況の悪化は、私立学校教員において聖職者が減少して、聖職者でない教員の給与の支払いと、教育の民主化に伴って私立学校がもはや高い授業料を負担できる裕福な家庭の子弟のためのものではなくなったことによるものである。⁽⁴⁾

第三に、私立学校の教育の自由の觀念が、国家からの自由という側面だけではなく、国家に経済的保障を要求する側面を加えて理解されるようになったことである。ドブレ首相が国民議会で行った、私立学校への助成が、「教育の自由の表現を保障するために必要である」という説明が一般に受け入れられたのである。

(1) 一九五八年一月の国民議会の選挙結果については、中木康夫・フランス政治史下(一九七六)五五―六四頁参照。

(2) J.-A. Mazères, *op. cit.*, p. 9.

前述の一九五九年法の国民議会における審議に際する社会党のルネ・シュミットの「我々がこの国民議会で多数を占めた際には、我々は教育を国有化するであろう」という発言もこれを物語っている。

(3) *Rapport général, op. cit.*, p. 164—165.

(4) J.-A. Mazères, *op. cit.*, p. 14—15.

付記 本研究に対して、昭和五四年度文部省科学研究費補助金(一般研究D)の交付を受けた。

L'élaboration de la loi scolaire du 31 décembre 1959 en France

Mutsuo NAKAMURA*

La France s'est divisée en deux camps autour de la «question scolaire» en particulier après la seconde guerre mondiale. La droite (gaullistes, indépendants, M.R.P.) demande l'aide de l'Etat pour l'école privée. La gauche (socialistes, communistes) s'y oppose et elle revendique la nationalisation de l'enseignement. La loi du 31 décembre 1959, dite loi Debré tente une réforme totale des rapports de l'Etat avec l'enseignement privé. La loi offre trois possibilités aux établissements d'enseignement privé. La première est l'intégration de l'établissement dans l'enseignement public. La seconde est la liberté totale sans l'aide de l'Etat. La troisième présente une véritable innovation. L'établissement peut bénéficier d'une aide financière en contrepartie d'un contrôle de l'Etat par la conclusion d'un contrat entre l'établissement et l'Etat. Cette solution se subdivise en deux formules distinctes, le contrat d'association et le contrat simple en raison du contenu du contrat.

Cet article traite de la procédure législative de la loi du 31 décembre 1959; il analyse la préparation et l'élaboration du projet de loi par le gouvernement, les activités et les mouvements des partis politiques et des groupes de pression, et les débats parlementaires. On peut faire les remarques suivantes à propos des caractéristiques de la procédure législative de cette loi;

1) Les débats constitutionnels sont au centre des querelles. Les défenseurs de l'enseignement public affirment que l'aide de l'Etat à l'école privée est contraire à la laïcité de la République consacrée par l'article 2 de la Constitution; les partisans de l'aide de l'Etat

* Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido

à l'école privée invoquent la notion de «liberté concrète», disant que l'aide de l'Etat est la garantie matérielle de la liberté de l'enseignement. La loi concilie ces deux thèses et elle adopte la solution de l'aide de l'Etat en contrepartie d'un contrôle.

2) Sur les activités des groupes de pression, du côté des défenseurs de l'école privée le «Secrétariat d'études pour la liberté de l'enseignement et la défense de la culture» et les «Associations de parents d'élèves de l'école libre» (A.P.E.L.) réclament l'aide de l'Etat, et «l'Association parlementaire pour la liberté de l'enseignement» qui groupe plus d'une moitié des parlementaires a joué un rôle important pour l'adoption de la loi comme intermédiaire entre le législateur et les groupes de pression. Du côté des laïques, le «Comité national d'action laïque» (C.N.A.L.) organise des manifestations et des réunions contre l'aide de l'Etat.

3) Le gouvernement a créé la commission d'études du problème scolaire présidée par P.-O. Lapie, socialiste et ancien ministre de l'éducation nationale. Les travaux de la commission sont très importants tant sur l'analyse de l'état du problème que sur les propositions concrètes pour résoudre le problème.

4) Les débats et votes au Parlement se déroulent très brièvement. Le projet de loi, déposé à l'Assemblée nationale le 17 décembre, a été adopté d'abord par l'Assemblée nationale le 27 décembre, ensuite par le Sénat le 29 décembre. Cette adoption de la loi a été facilitée par le vote bloqué consacré par l'article 44 de la Constitution comme une des techniques du parlementarisme rationalisé de la Constitution de 1958.